

平成 2 9 年度第 2 回

大阪市都市計画審議会

会 議 録

日	時	平成 3 0 年 3 月 2 3 日 (金)
		午前 1 0 時
場	所	大阪市役所本庁舎 P 1 階
		共通会議室

平成 29 年度第 2 回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成 30 年 3 月 23 日（金）午前 10 時開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P 1 階共通会議室

○議 題 議第 225 号 大阪都市計画下水道の変更について

○議 題 議第 226 号 大阪都市計画道路の変更について

○議 題 議第 227 号 大阪都市計画緑地の変更について

○出席委員 24 名（欠は欠席者）

会 長	澤木昌典	委 員	藤田あきら
会長職務代理者	嘉名光市		市位謙太
委 員	井上典子		守島正
	欠 岡井有佳		岡崎太
	欠 加賀有津子		大橋一隆
	加我宏之		岡田妥知
	黒坂則子		有本純子
	欠 佐藤由美		足高將司
	島田洋子		北野妙子
	長尾謙吉		八尾進
	花川典子		小笹正博
	欠 松島格也		永田典子
	松中亮治		小川陽太
	水谷文俊		梅園周
	欠 吉田長裕		

開会午前 10 時

○幹事（高橋） それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成 29 年度第 2 回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております、大阪市都市計画局都市計画課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様申し上げます。携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう、ご協力をお願いいたします。

本日の出席者のご紹介につきましては、時間の都合上、お手元に配付しております委員名簿によりまして、ご紹介にかえさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、学識経験者の岡井委員、加賀有津子委員、佐藤委員及び松島委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

また、吉田委員におかれましては、まだお越しいただいておりますが、ご到着次第審議に参加させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

4 種類ございます。まず、「会議次第」、それから「委員名簿」と、本日の議案書が 2 冊となっております。1 つが議第 225 号「大阪都市計画下水道の変更について」というものと、議第 226 号「大阪都市計画道路の変更について」、議第 227 号「大阪都市計画緑地の変更について」、それが 1 冊になったものでございます。

以上の 4 点でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、29 人中 24 人の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、澤木会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○澤木会長 皆さんおはようございます。議事に入ります前に、本日の会議録の署名に

つきまして、審議会運営規程第8条の規定により、私のほうから指名させていただきたいと思っておりますけれども、本日は、島田委員と市位委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、今後の会議が円滑に進行しますように、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、先ほど幹事から報告がございましたように、議案といたしまして、大阪市長より付議のございました議第225号「大阪都市計画下水道の変更について」、議第226号「大阪都市計画道路の変更について」、そして議第227号「大阪都市計画緑地の変更について」でございます。

それでは、会議次第に従いまして、順に議第225号から審議をまいります。

まず、本議案につきまして、幹事の方から説明をお願いいたします。

○幹事（寺本） 幹事の寺本でございます。

それでは、議第225号「大阪都市計画下水道の変更について」ご説明申し上げます。

表紙に議第225号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本市では、大阪都市計画下水道につきまして12処理区の公共下水道を位置づけ、整備を進めてきてございます。

本件は、下水道事業計画に基づく処理水量の見直しや、住之江区平林地区での埋め立てによる土地利用の変更、及び都市計画の手續の合理化・円滑化等を踏まえ、都市計画下水道を全市的に見直すものでございます。

公共下水道のうち、大野処理区公共下水道、今福処理区公共下水道、住之江処理区公共下水道、此花処理区公共下水道の変更と、都市下水路である第一号下水道の廃止を行うものでございます。

それでは、順次ご説明させていただきます。まず、大野処理区公共下水道の変更につきましてご説明いたします。議案書の6ページから8ページの計画書、及び23ページから24ページの説明図2でございます。

本件は、下水道事業計画の見直しに伴い、効率的で安定した下水道整備を図るため、大野処理場及び西島抽水所の区域の変更を行うとともに、下水管渠の変更を行うものでございます。

まず、大野処理場の区域の変更についてでございますが、近年の節水意識の浸透や工場等からの汚水量などの減少により処理が必要な汚水量が減少しており、将来、大野処

処理場で処理を行う水量が減少することから、大野処理場における今後の整備計画を見直すことといたしまして、現在、処理場として供用していない、前のスクリーンにあります、黄色の区域を施設の計画区域から削除するものでございます。

次に、西島抽水所の区域変更につきましては、本抽水所は、西島地区を対象に汚水ポンプ場及び雨水ポンプ場の施設整備のため必要な区域を決定しておりましたが、西島地区を含めました淀川以北エリアにおきます雨水対策に資する淀の大放水路の整備に伴いまして、当該抽水所の雨水ポンプ機能が不要となるため、現在、供用していない区域等の縮小変更を行うものでございます。

次に、下水管渠についてでございますが、都市計画の事務手続の合理化・円滑化に係る国からの通知により、管渠の集水規模が大きいものを都市計画に位置づけることとなり、都市計画に位置づける基準に満たない、スクリーンで示す黄色の下水管渠を廃止するものでございます。

なお、これらの廃止により都市計画上の位置づけはなくなりますが、実際には当該下水管渠を廃止・撤去するものではございません。

続きまして、今福処理区公共下水道の変更についてご説明をいたします。

議案書の 9 ページから 11 ページの計画書、及び 25 ページから 26 ページの説明図 3 でございます。

また、こちらにつきましては、関連いたします都市下水路の第一号下水道の廃止についてもあわせてご説明させていただきます。議案書の 4 ページから 5 ページの計画書及び 21 ページから 22 ページの説明図 1 でございます。

本件は、下水道事業計画の見直し及び国からの通知に基づきまして、今福処理区公共下水道への都市下水路第一号下水道の編入及び下水管渠の変更を行うものでございます。

都市下水路は、雨水排水を目的といたしました処理場を有しない下水道で、国からの通知では、公共下水道の整備が進んだ際には公共下水道へ移管していくということが求められており、今回、今福処理区公共下水道に都市下水路のポンプ場を西三荘抽水所として追加をいたします。これにより、第一号下水道は廃止いたします。

次に、下水管渠につきましては、他の処理区と同様、都市計画の事務手続の合理化・円滑化に係る国の通知を踏まえ、都市計画に位置づける基準に満たないものは廃止するものでございます。

続きまして、住之江処理区公共下水道の変更についてご説明いたします。議案書の 12

ページから 14 ページの計画書及び 27 ページ、28 ページの説明図 4 でございます。

本件は、住之江区平林地区の埋め立てに伴う土地利用変更への対応及び効率的で安定した下水道整備を図るため、排水区域の追加と天津橋抽水所の廃止及び下水管渠の変更を行うものでございます。

排水区域の追加につきましては、住之江区平林地区は貯木場として水面であったため、排水区域には含まれておりませんでした。前のスクリーンのピンク色でお示ししております 4 号池東、4 号池西、6 号池、貯木場東で埋め立てが完了し、下水処理の需要が見込まれることから、当該区域を住之江処理区公共下水道の排水区域に追加し、公共下水道の整備を進めていくものでございます。この変更によりまして、排水区域は約 3,212 ヘクタールから約 19 ヘクタール増加いたしまして、約 3,231 ヘクタールとなります。

次に、天津橋抽水所の廃止につきましては、当該処理区では浸水対策の一環といたしまして、住之江処理場内にポンプ場を整備するとともに、維持管理の効率化等の観点からポンプ機能の集約化を進めてきたところで、今般、ポンプ機能の集約化と関連する下水幹線整備及びポンプ機能増強が全て完了いたしましたため、天津橋抽水所は不要となり、廃止するものでございます。

下水管渠につきましては、他の処理区と同様、都市計画の事務手続の合理化・円滑化に係る国の通知を踏まえ、都市計画に位置づける基準に満たないものを廃止するものでございます。

最後に、此花処理区公共下水道の変更についてご説明いたします。

議案書 15 ページから 17 ページの計画書及び 29 ページから 30 ページの説明図 5 でございます。

本件は、此花処理場のポンプ棟整備の進捗に伴い、此花処理場の区域の変更を行うとともに、下水管渠の変更を行うものでございます。

此花処理場につきましては、当初はポンプ棟と正蓮寺川最下流の流出口を一体的に整備する計画でございましたが、現地での施工性や将来の維持管理なども考慮し、ポンプ棟と流出口を分離して、ポンプ棟の区域を縮小する計画に変更するものでございます。

あわせてポンプ棟へ接続する下水管渠である高見島屋幹線の位置の変更を行います。

次に、下水管渠の変更につきましては、他の処理区と同様、都市計画の事務手続の合理化・円滑化に係る国の通知を踏まえ、都市計画に位置づける基準に満たないものを廃止するものでございます。

以上、本市におきまして、平成 30 年 1 月 26 日から 2 月 9 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○澤木会長 ありがとうございます。

ただいま、幹事より説明がありました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、議第 225 号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。異議がある方はおられますでしょうか。

(異議なし)

○澤木会長 異議がございませんので、議第 225 号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第 226 号及び議第 227 号の審議に移ってまいりますけれども、この 2 つの議案につきましては相互に関連をいたしておりますので、この内容につきましては、幹事から一括して説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○幹事(寺本) それでは、議第 226 号「大阪都市計画道路の変更について」及び議第 227 号「大阪都市計画緑地の変更について」は、相互に関連がございますので、一括してご説明いたします。

表紙に議第 226 号及び議第 227 号と記載された議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本件は、大阪都市計画道路 8・5・24 号正蓮寺川歩行者専用道の区域及び延長の変更と、大阪都市計画緑地 6 号正蓮寺川公園の区域及び面積の変更を行うものでございます。

歩行者専用道の変更につきましては議案書の 3 ページから 5 ページの計画書及び 7 ページから 8 ページの説明図を、公園の変更につきましては議案書 11 ページから 13 ページの計画書及び 15 ページから 16 ページの説明図をご覧ください。

まず、本計画地の位置につきましては、大阪市此花区内でございまして、前のスクリーンにお示ししているとおりで、東西に伸びる赤色のラインの位置が、正蓮寺川歩行者専用道及び正蓮寺川公園となっております。

はじめに、歩行者専用道及び公園の変更に関連いたします正蓮寺川総合整備事業に関しましてご説明させていただきます。此花区内を流れます正蓮寺川につきましては、正蓮寺川総合整備事業として河川を埋め立て、都市高速道路淀川左岸線の整備と合わせて、

河川・下水管渠を整備し、新たに生み出される上部空間に正蓮寺川歩行者専用道及び正蓮寺川公園の整備を行うものでございます。

今回、歩行者専用道及び公園につきましては、沿川地域からのアクセス機能の向上や、公園として多様な機能を備えた空間整備を図ることに伴いまして、区域の変更を行うものでございます。

変更内容につきまして、橋梁部、下流部、上流部の順にご説明をさせていただきます。

まず、正蓮寺川を横断します橋梁部におきましては、当初、歩行者専用道は正蓮寺川を横断する橋梁の下部を通過することを基本とし、また、恩貴島橋と森巢橋につきましては橋梁にアプローチする計画ということにしており、沿川地域の歩行者ネットワークの基軸を形成し、合わせて、周辺地域の活性化、市街地環境の向上を図ることといたしておりました。

これらの橋梁部では、橋脚が淀川左岸線の工事の支障となりますことから、工事を実施するにあたり、仮設橋脚による仮受け、または仮設の橋梁の設置といった、橋梁の通行機能を維持した状態で、支障となる橋脚を一時的に撤去し、工事が完了したのちに復旧することといたしておりました。

しかしながら、これらの橋梁は、太鼓橋形状のため縦断勾配が大きいこと、あるいは道路幅が狭く、歩道が片側にしかないものがあるなど、安全性や快適性に課題があり、また橋梁と公園には高低差が残るといった課題がございました。

こうした状況を受けまして、歩行者、自転車、自動車の通行環境の改善について再検討をいたしました結果、沿川地域から歩行者専用道及び公園へのアクセス機能の向上を図ることを目的といたしまして、橋梁の復旧や将来の維持管理の経済性をも考慮し、淀川左岸線の整備工事において想定よりも増加いたしました発生土を有効に活用いたしまして、当初、橋梁と高低差のあった公園の基盤面を上昇させ、その高低差を縮小させることといたしました。

また、橋梁につきましては縦断勾配の緩和や道路幅員の拡幅等により、通行環境を改善することとし、盛土構造の道路として復旧することとしたところでございます。

あわせて、歩行者専用道につきましては、全ての橋梁部でスロープで接続する計画に変更いたします。

この変更により、正蓮寺川の沿川地域と区民ホールなどの公共公益施設、商店街、鉄道駅などと接続する歩行者ネットワークの機能を強化し、周辺住民の皆様の散策・遊戯・

休憩・運動・避難の場所となる公園へのアクセス性を一層向上させることが可能となります。

以上により、歩行者専用道の区域といたしましては、前のスクリーンにお示ししておりますように、黄色の部分を廃止いたしまして、赤色の部分を追加いたします。

また、公園につきましても黄色の部分を廃止いたします。

次に、下流部でございます。当初、沿川地域から北港大橋北西側より歩行者専用道で公園にアプローチする計画といたしており、橋梁と公園の基盤面に高低差があるため、アプローチに必要なスロープ延長を確保するために必要な区域を決定しておりました。

先ほどの橋梁部と同様、淀川左岸線の発生土を有効に活用いたしまして、当初計画よりも公園の基盤面を上昇させることで、橋梁と公園の基盤面の高低差が縮小し、沿川地域からの公園へのアプローチに必要なスロープ延長を短縮することが可能となりましたので、歩行者専用道の整備に必要な区域に変更し、あわせて公園区域も変更いたします。

続きまして、上流部におきましては、公園として多様な機能を備えた空間整備を図ることとし、淀川左岸線の発生土を有効に活用いたしまして、「展望・広場ゾーン」として高台の広場を設置することといたしました。これに伴いまして、高台広場の周囲の地形を十分活かした歩行者専用道の区域に変更をいたします。

そのほかの変更といたしましては、高速道路の島屋ランプ付近及び大開ランプ付近でも公園の基盤面の上昇に伴い、覆蓋区域の変更に合わせて、公園区域の変更を行ってまいります。

これらの変更によりまして、歩行者専用道の延長は、約 2,660 メートルから約 2,790 メートルとなり、また、公園の面積は、約 18.8 ヘクタールから約 18.3 ヘクタールとなります。

以上、本市において、平成 30 年 1 月 26 日から 2 月 9 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○澤木会長 ありがとうございました。

ただいま、幹事より説明のありました議第 226 号及び議第 227 号につきまして、ご意見、ご質問がある方、お願いいたします。

いかがでしょうか。特に、ご質問、ご意見ないということでよろしゅうございますか。

それでは、議第 226 号から順に表決を確認してまいりたいと思います。議第 226 号議

案につきまして、異議がございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤木会長 異議がございませんので、議第 226 号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続いて、議第 227 号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤木会長 こちらもご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日予定しておりました審議は終了いたしました。

本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせることといたします。

そのほか質問はございませんでしょうか。

なければ、これにて本日の第 2 回都市計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会午前 10 時 24 分

大阪市都市計画審議会委員	島	田	洋	子 ㊟
大阪市都市計画審議会委員	市	位	謙	太 ㊟